

中核市移行に関する基本方針

平成23年8月

越谷市

はじめに

越谷市は、地域の特色を活かしながら、自主的な判断と責任において決定できる体制の確立を目指し、平成11年10月に埼玉県より「彩の国中核都市」の指定を受け、平成12年度から計画的に事務の移譲を受けてきました。また、地方分権を推進する観点から、平成15年4月に地方自治法に規定する特例市に移行しました。

そして、平成21年9月には、市政運営の最高規範となる「越谷市自治基本条例」を施行し、市と市民の責務や権限のあり方を明らかにし、自治のまちづくりのさらなる推進を図ることとしました。この条例に基づき、平成23年度を初年度とする「第4次越谷市総合振興計画」を策定し、「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域が支える安全・安心・快適都市」を将来像とするまちづくりを進めています。

このような中、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」という地域主権改革の考えに基づき、より積極的な市政運営を行い、さらなる市民サービスの向上を図るため、多くの事務権限が移譲される中核市への移行を表明しました。

平成23年度から、埼玉県との協議を行う「埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議」を設置するとともに、庁内においても「越谷市中核市推進委員会」を設置し、移譲事務の検討や組織体制、職員研修等の準備を進め、積極的に市民への情報提供を行いながら、平成27年4月の中核市移行を目指します。

I. 基本目標

1 埼玉を支える新たなパワーとして、「中核市・越谷」は県東部地域でリーダーシップを発揮します。

県内には政令指定都市のさいたま市、中核市の川越市がありますが、新たなパワーとして県東部地域の核となるべく、権限移譲の受け入れだけでなく、職員の資質向上、組織力・財政力の強化を図ることにより、広域的なリーダーシップを発揮し、中核市としての役割を担っていきます。

2 「もっと安全」「もっと安心」「もっと快適」を念頭に、市民が誇れるまちを目指します。

中核市へ移行することに伴い、県から約2,000項目の事務が移譲されます。これらの移譲事務を最大限に活用し、効率的で質の高い市民サービスを提供できるよう、市政運営の充実を図り、第4次越谷市総合振興計画の将来像「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現により、市民が誇れるまちを目指します。

3 市立保健所の設置に伴い、保健衛生行政の拡充を図り市民の健康を守ります。

中核市移行とあわせて市立保健所を開設し、地域保健法に基づく保健・衛生・医療等の各分野に関する事業を実施することにより、保健衛生行政の拡充を図り、市民の健康を守ります。

また、本市の特性に合わせた保健・医療・福祉行政の総合的な取り組みを検討し、市民の生活を第一に考えたサービスの向上を目指します。

Ⅱ. 推進体制

中核市への移行に伴う移譲事務をはじめとする諸課題について、埼玉県との協議や庁内での検討を進めるため、次のような組織を設置します。

協議・検討した内容については、市民へ積極的に情報提供を行います。

(1) 中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議

本市の中核市移行にあたり、埼玉県と本市の連絡及び調整を行うため、「中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議」を設置します。

この会議では、埼玉県からの法定移譲事務及び県単独事業の移譲事務や国とのヒアリングへ向けた諸課題等について協議を行います。

→〔資料①〕中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議設置要綱

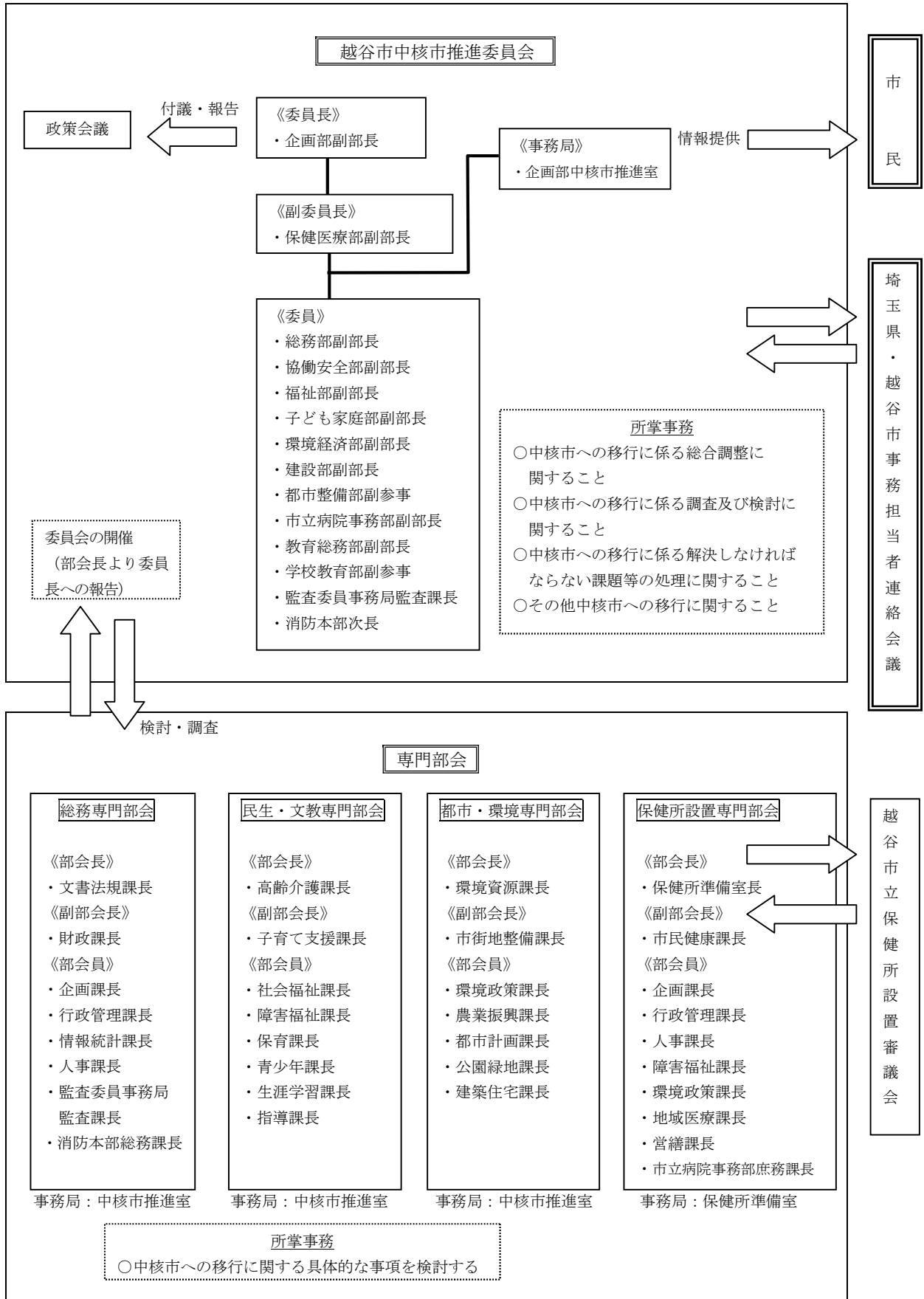
(2) 越谷市中核市推進委員会

庁内において、中核市への移行を円滑に推進するため、副部長級職員等で構成する「越谷市中核市推進委員会」を設置します。また、具体的な事項の検討・調査を行うため、課長級職員で構成する専門部会を設置します。

推進委員会及び各専門部会では、移譲事務の分析や法規の研究、受け入れ組織体制等の検討を行います。さらに、重要な事項については、政策会議に付議・報告します。

→〔資料②〕越谷市中核市推進委員会設置要綱

【推進体制図】



Ⅲ. 移行スケジュール

平成27年4月の中核市への移行を目指し、概ね次の時期を目標として準備を進めます。

- 平成23年度～
 - ・埼玉県との協議、庁内における検討を開始
 - ・越谷市立保健所設置基本計画を策定
- 平成24年度
 - ・地区への説明会等を開催
- 平成25年度
 - ・埼玉県への職員派遣研修を開始
 - ・総務省・厚生労働省ヒアリング
 - ・市議会へ中核市の指定申出についての議案提出
- 平成26年度
 - ・埼玉県知事へ中核市の指定申出の同意を申入れ
 - ・県議会へ中核市の指定申出の同意についての議案提出
 - ・総務大臣へ中核市指定を求める申出
- 平成27年4月
 - ・中核市へ移行
 - ・市立保健所の開設

中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 越谷市の中核市移行に当たり、埼玉県・越谷市間の連絡及び調整を行うため、中核市移行に関する埼玉県・越谷市事務担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事務移譲に関する相互の連絡及び総合的な調整に関すること。
- (2) 中核市移行に関する相互の連絡及び調整に関すること。
- (3) その他中核市移行の推進に当たり必要と認められること。

(組織)

第3条 連絡会議は、座長、副座長及び別表に掲げる課、所又は室の職員をもって組織する。

- 2 座長は、越谷市企画部中核市推進室長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、埼玉県企画財政部地域政策課副課長の職にある者をもって充てる。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が招集する。

- 2 連絡会議は、必要と認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、越谷市企画部中核市推進室において処理する。

2 埼玉県における連絡会議に係る連絡調整は、埼玉県企画財政部地域政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において協議の上別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

埼 玉 県	越 谷 市
企画財政部地域政策課	企画部中核市推進室
企画財政部市町村課	企画部行政管理課
保健医療部保健医療政策課	総務部人事課
東部地域振興センター	保健医療部保健所準備室

越谷市中核市推進委員会設置要綱

(平成23年8月23日市長決裁)

(設置)

第1条 中核市への移行を円滑に推進するため、越谷市中核市推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中核市への移行に係る総合調整に関すること。
- (2) 中核市への移行に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 中核市への移行に係る解決しなければならない課題等の処理に関すること。
- (4) その他中核市への移行に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部副部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健医療部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(専門部会)

第6条 中核市への移行に関する具体的な事項を検討するため、委員会に次の専門部会を設置する。

- (1) 総務専門部会
- (2) 民生・文教専門部会
- (3) 都市・環境専門部会
- (4) 保健所設置専門部会

2 前項に規定する専門部会は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、必要に応じ、関係職員等を各専門部会員等に加えることができる。

3 部会長は、専門部会において検討した結果を委員長に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会又は専門部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において検討した結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部中核市推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会

職 名
総務部副部長
協働安全部副部長
福祉部副部長
子ども家庭部副部長
環境経済部副部長
建設部副部長
都市整備部副参事
市立病院事務部副部長
教育総務部副部長
学校教育部副参事
監査委員事務局監査課長
消防本部次長

別表第2（第6条関係）

専門部会

部会名	部会長	副部会長	部 会 員	事務総括 (事務局)
総務 専門部会	文書法規課長	財政課長	企画課長、行政管理課長、情報統計課長、人事課長、監査委員事務局監査課長、消防本部総務課長	中核市推進室
民生・文教 専門部会	高齢介護課長	子育て支援課長	社会福祉課長、障害福祉課長、保育課長、青少年課長、生涯学習課長、指導課長	中核市推進室
都市・環境 専門部会	環境資源課長	市街地整備課長	環境政策課長、農業振興課長、都市計画課長、公園緑地課長、建築住宅課長	中核市推進室
保健所設置 専門部会	保健所準備室長	市民健康課長	企画課長、行政管理課長、人事課長、障害福祉課長、環境政策課長、地域医療課長、営繕課長、市立病院事務部庶務課長	保健所準備室